

## 地域委員選出規則

### (総 則)

第1条 エリア会は、それぞれの地域での生協運動の運営機関であることから、運営規約第4条に基づき、民主的にエリアサポーターおよび監査委員（以下、総称する場合は「地域委員」という）を選出するために本規定を定める。

### (地域委員の推薦)

第2条 地域委員はその地域の組合員から組合員組織運営規約第4条の定める定員以内でエリア会が推薦し理事会において承認する。

### (定 数)

第3条 推薦すべき地域委員の定数は、運営規約に定める範囲内において地域ごとの組合員数および組合員組織の状況を考慮してエリア会において定める。

### (公告)

第4条 エリア会は、地域委員の推薦を行う理事会の60日前までに、以下の事項について、この生協の掲示場に掲示して公告しなければならない。

- 1) 推薦すべき地域委員の定数
- 2) 候補者登録の受付期間および受付方法

### (不適格者)

第5条 以下の者は、組合員であっても地域委員候補者として登録することができない。

- 1) 未成年者
- 2) 被補助人、被補佐人または成年被後見人
- 3) 破産者で復権していない者

### (候補者登録)

第6条 地域委員に推薦をうける者は、第4条の公告があった日の前月の末日の組合員名簿に登録されている者で、かつ、第5条に抵触しない者とする。

- 2 エリア会の推薦を受けようとする組合員は自由に立候補することができる。
- 3 エリアサポーター及び監査委員に立候補する者は、その者の所属する地域の候補者となる。
- 4 候補者は推薦が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取消することができる。

### (重複登録の禁止)

第7条 同一人をエリアサポーターおよび監査委員の推薦候補者に重複して登録することはできない。

### (欠員の補充)

第8条 地域委員の一部が欠けた場合において補充を行うときは、第2条を準用する。

### (規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会において行います。

(附 則)

この規則は、1991年10月18日より実施します。

1993年12月 8日一部改訂

1994年 4月14日一部改訂

2001年 6月11日改定

2010年 3月21日改訂（名称変更に伴い）

2017年 7月11日改訂